

ご自分や故人の意思を 広く社会に役立てるために

近年、「故人の遺産を社会のために寄付したい」、また「自分で築いた財産を相続させた後の余剰財産を寄付したい」というご相談や尊いお申し出が増えています。

ご相談される方々の事情は様々ですが、ご自分や故人の意思を社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信用できる団体に寄付をしたいという思いは共通しています。

※寄付されました財産は非課税となる税制上の優遇措置があります。

※遺贈について

遺 贈…

遺言により、自分の築いた財産を特定の人々に分けること

この遺言による相続は、民法が定めている法定相続の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。

この遺言による方法で、財産の一部または全部を日本赤十字社を受取人として指定することができます。

遺贈に関するご相談は、信託銀行や弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

寄付に関するお問い合わせ先

日本赤十字社埼玉県支部 事業部 振興課

〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町 3-17-1

T E L 048-789-7117

